

障害支援区分認定等に係る関連資料交付申請書

令和 6年 7月 9日

長岡市長様

対象者の障害支援区分認定等に係る関連資料について、サービス等利用計画作成のため、交付いただきますよう下記のとおり申請します。

申請者	指定特定相談 支援事業所名	相談支援事業所 アオーレ	担当者	福祉 花子
	住所	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10		

対象者	受給者証 番号	× × × × × × × × × ×	生年 月日	(昭和・平成・令和) 1年 1月 1日	
	ふりがな 氏名	ながおか たろう 長岡 太郎		性別	男 ・ 女
	住所	〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号		交付申請資料	
	<input checked="" type="checkbox"/> 医師意見書（写）※本人同意欄に署名が必要です。 <input checked="" type="checkbox"/> 認定調査票一式（写）				

※裏面の留意事項、遵守事項を必ず確認してください。

【本人同意欄】

私は、長岡市が保有する交付申請資料について、上記申請者に交付することに同意します。

令和 6年 7月 9日 本人署名： 長岡 太郎

※本人が署名できない場合は記名、押印のうえ提出してください。

【 留意事項 】

- ・申請の際は必ず事前に長岡市へ連絡し、本人、主治医の同意が得られているか確認のうえ、提出してください。
- ・医師意見書（写）及び認定調査票一式（写）については障害支援区分認定後の交付となります。また、区分認定から交付まで時間がかかる場合があります。
- ・医師意見書（写）の交付については本人同意欄に対象者本人の署名が必要です。
- ・認定調査票一式（写）は「概況調査票、サービス等利用状況票、認定調査票」の写しを交付します。

【 遵守事項 】

- 1 交付を受けた資料は、サービス利用者のサービス等利用計画を作成する目的以外の目的に使用しないこと。
- 2 交付を受けた資料は、紛失、漏えい、破損等の事故がないように厳重に管理すること。
- 3 サービス利用者との障害福祉サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合、その他交付を受けた情報を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）は責任をもって破棄すること。
- 4 長岡市から交付資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。